

あんしん経営をサポートする会 規約

第1章 総則

(名称・設立)

第1条：当会は、“あんしん経営をサポートする会”と称する。(1997年設立)

(事務局)

第2条：当会事務局は株式会社MAP経営内に置く。

(目的・事業内容)

第3条：中小企業の存続と発展のため、経営計画を通して「先見経営・先行管理」の仕組みを提供し、企業の「あんしん経営」をサポートする。
そのため、全国レベルでの「実践・広報・研鑽」を行うことを目的とする。

- (1) 経営計画及びMAS監査の組織的促進
- (2) 共同広報
- (3) ノウハウ研鑽及び会員交流
- (4) 情報サービス
- (5) 各種補償制度の管理、運営
- (6) その他、上記に付随する活動

(登録商標)

第4条：当会正会員は、広く社会に広報するため「あんしん経営をサポートする会・会員XXX事務所」の文言及びロゴを「名刺」等に刷り込み活用できるものとする。

第2章 会員

(資格)

第5条：当会は、正会員、一般会員及び賛助会員により構成する。

- (1) 正会員は、「MAPユーザー会」「未来会計クラブ」のいずれかに加入している会計人又は法人とする。
- (2) 一般会員は、当会の目的に賛同し当会への加入依頼を行った正会員以外の法人及び事業主とする。
- (3) 賛助会員は、代表幹事会の承認を得た「企業」「専門団体」「専門家」とする。
- (4) 下記の欠格事由に該当し、代表幹事会にて決定された場合、当該正会員、一般会員又は賛助会員は退会するものとする。
 - ① 犯罪による罰則の適用を受けた場合
 - ② 業務取り消し処分を受けた場合
 - ③ 公序良俗に反する行為を行った場合
 - ④ 他の会員に多大な損害を被らせる行為を行った場合
 - ⑤ その他上記に準ずる事由がある場合

- (5) 賛助会員から申し出があり、代表幹事会又は常任委員会にて承認された場合、1年間に限り休会を認めることとする。

(活動)

第6条：当会会員は以下の活動を行うものとする。

- (1) 正会員は、「教室開催(将軍の日・経営塾等)」または「個別サポート」により、経営計画及びMAS監査を推進し、経営者の「先見経営・先行管理」を支援する。
- (2) 一般会員は、当会の行事に積極的に参加するものとする。
- (3) 賛助会員は、当会の趣旨に賛同し、正会員が中小企業経営をサポートする上に必要なノウハウ提供や実務支援を行う。

第3章 組織等

(執行機関)

第7条：当会の運営のために次の役員及び組織等をおく。

- (1) 三役会…会長・副会長・会計監査により構成され、三役は代表幹事会にて選出される。任期は2年とし、再任も可能とする。
- (2) 代表幹事会…事務局推薦を経由し三役会にて指名され、「活動の指導的役割」を担う。任期は2年とし、再任も可能とする。
- (3) 支部会…地域活動を活性化するため支部制を敷き、支部は「東日本」「中部」「近畿」「西日本」の4支部とし、支部長・支部役員によって構成される。尚、必要に応じ部会を設置することができる。支部長は会長が任命し、支部役員は支部長が任命する。
- (4) 委員会…当会の目的を推進するため、必要に応じて三役会又は代表幹事会の決定により設置される。
- (5) 名誉会長・相談役…退任した代表幹事及び事務局長の中から代表幹事会により選任(解任)され、代表幹事会及び当会の活動を積極的に支援する。

(決議機関)

第8条：決議機関は次の通りとする。

- (1) 全国代表幹事会議は、三役・代表幹事及び事務局により構成され、当会運営の重要事項(会則の改定、活動方針、三役選定、決算&予算案等)の審議・決定を行う。
 1. 定足数は、三役・代表幹事の過半数(委任状を含む)とする。
 2. 議決は、三役・代表幹事の出席者の過半数を持って決する。
 3. 緊急を要する場合、メールによる持回り決議も有効とする。
- (2) 三役会議は、会長・副会長・会計監査及び事務局により構成され、代表幹事の指名及び、執行レベルでの重要事項を審議し、最終決定は会長が行う。
- (3) 支部代表幹事会議は、支部代表幹事及び事務局により構成され、支部運営の重要事項、活動方針を審議し、最終決定は支部長が行う。

第4章 会計

(事業年度と決算報告)

第9条：事業年度は、9月1日～翌8月31日とし、決算報告をホームページにて公開し、会員の閲覧を可能とする。

(収入&支出)

第10条：

- (1) 収入は、MAP 経営の拠出金・賛助会員からの「入会金」「月会費」及び「代表幹事会にて承認された収入」とする。
- (2) 支出は、代表幹事会にて承認された費目とする。

(出張日当&外部講師謝礼)

第11条：

- (1) 代表幹事が当会の運営及び活動のために出張した場合、代表幹事会にて承認された額の出張日当を支給する。
- (2) 外部講師謝礼の額は、予算の範囲内において、支部長及び事務局にて決定する。

(災害見舞金)

第12条：災害発生時、相互扶助を目的に、正会員及び賛助会員より見舞金を募集し、被災地域の正会員に対して、寄付するものとする。

- (1) 対象となる災害は、大地震またはこれによる津波を原因とする甚大な被害をもたらす災害とする。
- (2) 見舞金は災害発生時点における正会員及び賛助会員に給付する。
- (3) 見舞金の配分額は会長と事務局による協議にて決定する。

附則 本規約は、2019年11月1日から施行する